

件名

江田島市職員の懲戒処分について（1 / 2）

本市職員を次のとおり懲戒処分したので、公表します。

1 処分年月日

平成30年11月28日

2 被処分者の所属・役職・性別・年齢・処分内容

| 所属（当時） | 役職（当時） | 性別 | 年齢 | 処分の内容 |
|--------|---|----|-----|-----------------|
| 総務部 | H25～26年度：専門員 H27年度：課長補佐 H28～29年度：課長 | 男 | 51歳 | 減給1/10 (6か月) |
| | H25年度：課長 | 男 | 61歳 | (監督責任) 戒告 |
| | H26～27年度：課長 | 男 | 58歳 | (監督責任) 戒告 |

3 処分理由

平成25～29年度に本市が発注した「公会計システム運用業務」において、本市職員が、受託者への資料提供を怠ったため、業務のうち「財務書類等検証及び分析報告書」の納品が行われませんでした。しかし、業務の全てが完了したとして、委託料の全額を受託者に支払い、公金を不適正に処理したものです。

4 今後の対応

職員の服務規律遵守に向けた取組（職員への注意喚起、研修の実施）を実施します。

あわせて、市政の信頼失墜の責任を重く受け止め、市の管理監督の責任者である市長及び副市長の給与を減額するため、関係条例を12月定例会に上程する予定です。

なお、過年度分の公会計については、本市から受託者へ資料を提供して、財務書類を作成します。また、不適正に処理された業務委託料相当額については、12月末までに当該職員が返済する予定です。

件名 江田島市職員の懲戒処分について（2 / 2）

本市職員を次のとおり懲戒処分したので、公表します。

1 処分年月日

平成30年11月28日

2 被処分者の所属・役職・性別・年齢・処分内容

| 所属（当時） | 役職（当時） | 性別 | 年齢 | 処分の内容 |
|-------------------|-----------------|----|----|-------|
| H28～29年度 福祉保健部 | H28～29年度 課長級 | 男 | 54 | 戒告 |
| H30年度 市長部局 | H30年度 部長 | | | |

3 処分理由

平成28～30年度の間、勤務時間中にもかかわらず、空き家になった実家の弔問客等に対応するため、職場を9回離脱し、うち2回は公用車を使用していたものです。

4 今後の対応

職員の服務規律遵守に向けた取組（注意喚起及び研修）を実施します。